

平成 27 年 4 月 27 日

環境省との意見交換会メモ

一般財団法人バイオインダストリー協会（JBA）は、名古屋議定書に関し、環境省と以下の通り意見交換しました。

●日 時：平成 27 年 4 月 27 日（月）13:00～14:00

●場 所：JBA

●参加者：

（環境省自然環境局自然環境計画課）

堀上室長、柴田生物多様性国際企画官、山本遺伝資源利用指導係長

（JBA）

塚本専務理事、井上生物資源総合研究所長、炭田技術顧問、野崎主任

●内 容：

1. 冒頭説明

冒頭、環境省 堀上室長から本日の JBA 訪問の目的等について、以下の説明がありました。

①4 月 6 日の JBA 及びバイオ産業人会議（JABEX）の望月大臣訪問の際に提案のあった意見交換の場を設けるため

②「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会」（以下、検討会）が終了してから 1 年が経過し、国内措置のその後の検討状況等の報告のため

また、目的の説明に続き、②について、以下の概要説明がありました。

- ・各省課長級の省庁内連絡会の下に作られた担当者間の作業チーム（以下、作業チーム）を開催し、国内措置の具体的内容について検討しているが、あまり進捗していない。今後は、作業チームで合意が得られた事項を、少しずつ環境省ホームページの「よくある質問」（<http://www.env.go.jp/nature/biodic/abs/index.html>）に公開し、関係者の意見も聞いていきたい。
- ・また、意見交換のため遺伝資源利用者等を訪問しているが、特に研究者ではあるが、生物多様性条約や名古屋議定書を知らない人が多いということ知った。国内措置の検討と共に啓発を進めていかなければいけないと考えている。

（JBA）

- ・名古屋議定書に関する動向等についての関係団体等への周知については協力する。

2. 個別の論点についての意見交換

1) 批准の時期について

(環境省)

- ・2015年までを目指すという閣議決定はあるが、国際社会の流れも見つつ、2015年を目標としつつも、現場の実態を踏まえ、意見を聞きながら丁寧に検討していきたい。具体的な批准の時期については、先般の国会での質問主意書に対する答弁書と同様に「現時点で具体的な締結時期についてお答えすることは困難である」ということになる。

2) 国内措置の検討状況・検討内容について

(環境省)

- ・「遺伝資源」、「遺伝資源の利用」、「名古屋議定書の下での義務」は何か、それらを利用実態に照らし合わせた時にどうなるか等、議論してきた。しかしながら、「遺伝資源」というものが明確でないので、その利用、名古屋議定書の義務（モニタリング、チェックポイント）といっても、結局「遺伝資源」とは何かに戻ってしまい、詰め切れていないのが現状。
- ・国内措置については、ある程度まとまった時点で関係者に周知し、実態と照らし合わせたいと思っているが、まだその案ができていない状況。案ができれば、各省から所管する各利用者に聞いて貰うことになると思うが、ペットやカブトムシなどのブリーダー（彼らが利用者にあたるかどうかは分からないが）など所轄官庁が明確でないところに行き渡らせるにはどうしたらよいか考えなければならない。
- ・なお、作業チームは、昨年までは不定期に開催していたが、今年から2週間に1回の頻度で開催している。

(JBA)

- ・当面先行した国々の施行状況等を見た上で判断していくというのが現実的。過度に厳密な制度を作り、企業の負担が大きくなるのはよくない。

3) 批准の意義・メリットについて

(環境省)

- ・様々な考え方があるが、環境省としては、名古屋議定書は生物多様性の保全に資するものと捉えており、国際的な枠組みにきちんと入り議論に加わった方がよいと考えている。また、マレーシアのように、名古屋議定書の加盟国にしか遺伝資源を提供しないという法案を検討している国もある。

(JBA)

- ・マレーシアは名古屋議定書を未だ締結していない。法案はあるが、それがいつどの程度実施されるのかも分からない。フィリピンでは売上の2%を同国に還元する制度を作

ったが、実際には事実上生物遺伝資源に関する取引が止まり、生物多様性の保全に還元されているのかどうかは分からない。生物多様性条約でもその目的は十分ではないのか。名古屋議定書が遺伝資源の保全に資するかどうか、実態をしっかりと把握してほしい。

・JBAとしては「産業界のメリット・デメリットをよく考えてほしい」と申し入れたい。
(環境省)

・それは受け止めた。

4) 遡及について

(環境省)

- ・名古屋議定書には遡及についての規定がないことから、日本で発効する以前に取得したものは名古屋議定書の適用範囲外である。
- ・また、名古屋議定書第10条でも、多数国間の利益配分の仕組みの「必要性を検討」と規定しており、遡及に関しては言及していない。仮に今後の検討の結果、遡及するという話になれば補足議定書などの別の枠組みになると考える。

(JBA)

- ・遡及については、ウィーン条約からしてあり得ないと単純には言えないのではないかと。海外の動向を見ると実質上遡及を組み入れて考えている面も見受けられる。具体的には、遺伝資源の入手時期が何時であっても、遺伝資源の利用時期が生物多様性条約や名古屋議定書の発効後であれば利益配分の対象にしようという動きもあるように聞いている。遡及については、入手時期、利用時期が、生物多様性条約や名古屋議定書等の発効時点とどのように関係するのか等、ケースごとに緻密な検討、説明が必要である。
- ・現行の名古屋議定書で仮に遡及が排除できたとしても、開発途上国は第10条の議論から新しい議定書に持ち込むだろう。

5) EUの動向について

(JBA)

- ・国際商業会議所（ICC）のセミナーや欧州委員会（EC）主催のステークホルダー・ミーティングでは、EU当局に対して企業や学会が公の場で意見を述べている。環境省もこのような場に参加し、直接意見を聴くべきである。

(環境省)

- ・これまでは出席者からの情報収集に努めてきたが、今後検討したい。

以上